

1. 会合名	「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング・グループ」(第19回)
2. 日 時	平成27年1月26日(月)午後2時00分～2時55分
3. 議 案	1. 「広告等に関する指針」の「債券の利率表示」に関する記載上の統一について 2. 企業内容等開示ガイドライン等の改正を踏まえた「広告等に関する指針」の改正の検討について 3. ランキング表示等のあり方に関する検討について
	各議案につき、資料に基づいて事務局より説明が行われたのち、下記のとおり意見交換が行われた。 1. 「広告等に関する指針」の「債券の利率表示」に関する記載上の統一について (主な意見等) 「広告等に関する指針」における債券に係る利率の表示について、記載上、統一がされていないことから是正するよう案が示されたが、今回の記載統一について、反対もしくは他の記載案がある等の意見があれば承りたい。 - 当該指針では、債券に係る表示事項において、利回りに関する税引後表示は、「法人向けの広告等の場合を除く。」とあり、個人のみに限定されている。弊社では、個人法人を問わず使用する広告もあり、当該指針に沿った対応についての確認を行っている。確認ミスを減らす意味合いで、可能であれば利率の表示についても「法人向けの広告等の場合を除く。」という記載に一本化してほしい。 ⇒ 法人の場合は法人税があり、顧客の属性によって利回りが異なることもあるため、法人についても税引後利回りの記載を求めることは難しいと考える。(事務局) 「表示することが望ましい事項」とあるが、税引後利率・利回りを併記することが必須でないのであれば、問題ないと考える。 ⇒ あくまで、「表示することが望ましい事項」であるので、当該事項を表示しなかったことにより、即広告等に関する指針違反ということではないと認識している。 (議論の結果) - 本改正の対応については、事務局改正案のとおりとする。特にパブリック・コメントを行うことはせず、内部手続き後、協会員通知の発出により周知することとする。 2. 企業内容等開示ガイドライン等の改正を踏まえた「広告等に関する指針」の改正の検討について (主な意見等) - 売買審査部門での確認について、当該確認をやめるべきである等の意見があればお聞きしたい。弊社においては、銘柄によっては法人関係情報を取得している場合があるが、特に広告において増資等を示唆するような記載もないため、売買審査部門で法人関係情報の有無等の確認を行うものの、広告することに問題がないと判断されるものがほとんどであると認識している。おそらく、各社の実態としても、確認をした結果、広告の掲載を止める、という対応を行うことはほとんどないものだと思う。よって、実態として広告の掲載を止める場合がないことから、売買審査部門での確認を無くしてもよいという意見もあることと思うが、一方で、法人関係情報を推知させるような広告が出ないように、その予防措置としては、この確認

の項目は残しておいた方がよいと考えるがいかがか。

- ⇒ 弊社において、過去に法人関係情報があるから広告をやめる、という対応をした記憶はない。個人的には当該記載を無くしてもよいと考えている。アナリスト・レポートにおいても審査が必要ないなら、広告についても不要だと思う。広告については、法人関係情報以外にも様々な確認項目があり、種々対応している。法人関係情報の確認が無くなれば、協会規則違反の項目が一つ減るため、無くしてよいと考える。
- ⇒ 現在、パブリック・コメント募集中のアナリスト・レポートに関する規則及び同規則の考え方は、第4条（社内審査）の考え方において、法人関係情報を売買審査部門で審査することを示している。（事務局）
- ⇒ 広告規制については、元々は協会規則マターであったが、金商法施行に伴い、金商法マターとなった。金商法施行当時、パブリック・コメント等々を通じて金融庁に対して様々照会した。アナリスト・レポートは広告に該当するのか、という問いに対しては、あくまで、アナリスト・レポートとして使用する限りは広告に該当しないという説明であった。今回のように純粋に広告として作成する広告とアナリスト・レポートを同じステージで考えることには少し懸念がある。もちろん、法人関係情報管理としての側面はある。実際に広告が出された場合、虚偽の広告となってしまうリスク等があるため、予めそのような内容が含まれるものであったら、売買審査部門で止めるという手続きが存在するのではなかろうか。先に話があったとおり、実際としてはあまり個別銘柄の広告を出すような行為がないとはいえ、万が一への予防策として残してはどうか。（事務局）
- ⇒ 広告等に関する指針の記載を削除しても売買審査部門の確認の手続きは残る。法人関係情報の確認の点において、法令違反、協会規則違反と言われただけである。
- ⇒ 法令諸規則違反として問われないとは言えないと思われる。ただ、実際には広告等に関する指針の記載が削除されても、売買審査部門の確認はされるということを理解した。今回の開示 GL の改正は広告については言及していないため、結局、引き続き確認はせざるを得ないと考えている。
- ・ 一方で、確認の結果、実際に広告を止めた場合に、投資家やその他役職員等に推知させることはあるだろうか。
- ⇒ 広告において、未公表情報でなければ出せるわけであり、あとは関係部署できちんと情報を管理するだけである。どのような広告が審査中であるとかそれを止めたとかいう話は関係部署間で管理されている話であるので、役職員等が推知する場面もそうそうないと思われる。弊社としては、記載が残ったままでも問題ない。
- ⇒ 社内での情報伝達は限定的であり、実際に広告を止めた場合においても、あまり影響がないと認識した。

（議論の結果）

- ・ アナリスト・レポートと異なり開示 GL の改正は広告については言及していないこと、虚偽の広告に該当するリスクは引き続き残ることから、予防措置としての売買審査部門での確認を継続することとし、現状の記載を残すこととする。

3. ランキング表示等のあり方に関する検討について

（主な意見等）

- ・ そもそも議論の前提として、一般利用者から、投資信託のランキング表示について、誤誘導的であるといった指摘や何等かのトラブルがあったことが発端となって、議

	論することとなったのか。 ⇒ 「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」においても、委員からそのような意見は寄せられなかったと認識している。なお、当懇談会では、対面取引を専業としている証券会社から、ウェブサイト上においてランキング表示を行うことは勧誘行為に該当するのではないかという意見はあった。（事務局） ・ 本件については、具体的な議論は次回以降行うこととしたい。今後、事務局より、意見募集を行い、その取りまとめを行ったうえで議論を行うこととする。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）